

# 告 示

## 埼玉県告示第五百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を平成二十九年四月二十一日認可した。

平成二十九年四月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

見沼代用水土地改良区

### 二 事務所の所在地

久喜市